

**お知らせ 空き家の適切な管理が  
地域の安全・安心をつくります!!**

問 まちデザイン課(建築営繕室)(役場3階)  
☎823-3157 FAX.823-9203

近年、全国的に空家が増加しています。空家を放置すると、所有者や管理者、近隣の人へさまざまな影響がありますので、適切な管理をお願いします。

**1.空家のリスクについて考えましょう**

老朽化したまま放置したり、管理が行き届いていない空家は、倒壊や飛散の心配だけでなく、不審火や空き巣、衛生状態の悪化など、周辺の住環境に悪影響を与えます。第三者に被害を及ぼした場合には、所有者は**民法上の損害賠償責任**を負うこととなります。また、倒壊の危険や衛生上有害なそれが「特定空家」に指定された場合は、**固定資産税の住宅用地の特例が解除され、固定資産税が大幅に上がる可能性もあります。**



**2.空家の利活用について考えましょう**

財産として持ち続けることが困難な空家は、手放すことについて具体的に考えることが大切ですが、高齢者向けの住宅やシェアハウス、地域の通いの場への転用など、コミュニティの活性化につながる利活用の方法もあります。

**3.譲渡所得の特別控除の特例について**

相続または遺贈により取得した被相続人居居住用家屋または被相続人居居住用家屋の敷地などを、令和9年12月31までに売却した人で一定の要件に当てはまる時は、**譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。**



**4.空家の解体を検討している人へ**

「木造住宅耐震化促進支援事業補助制度(※)」により、空家の解体も補助の対象となり、解体費用を軽減できる可能性がありますので、ぜひ相談してください。解体費用をお見積りの際、広島県ホームページに「広島県知事登録の解体工事業者一覧」を公表していますので、参考にしてください。



**お知らせ 2月は下水道受益者負担金  
第2期分の納付の月です**

問 上下水道課(役場3階)  
☎823-9214 FAX.823-9839

分割納付の人に、令和7年度第2期分の納付書を送付します。納期限(3月2日(月))までに納付してください。

また、納期を過ぎた下水道事業受益者負担金をまだ納めていない人は、至急納付してください。

なお、特別の事情により、納期内の納付や未納分の一括納付が困難な人は相談してください。

**●受益者・住所などの変更**

受益者負担金の納付途中または徴収猶予期間中に、売買などの理由により受益者に変更があった場合は、必ず「受益者変更届」を提出してください。

提出のない場合は、旧受益者が引き続き負担することになります。

住所を変更した場合にも「住所等変更届」を提出してください。

令和7年度下水道推進標語  
水が生き  
暮らしも生きる  
下水道



**お知らせ 軽自動車・バイクの廃車・名義変更是  
3月末までに**

問 税務課(役場2階)  
☎823-9204 FAX.823-9627

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点で登録のある軽自動車やバイクなどの所有者に対して課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、1年分の税額を納めていただくことになります。手続きが必要な人は、3月末までに手続きを済ませてください。手続き・問い合わせの窓口は次のとおりです。

車種	手続き・問い合わせ先
原動機付自転車(125cc以下)	税務課 町民税係 ☎823-9204
小型特殊自動車	または転入先の課税担当課
農耕用車両	
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 広島主管事務所 ☎050-3816-3080
軽二輪(126cc~250cc) 二輪小型自動車(251cc以上)	中国運輸局広島運輸支局 ☎050-5540-2068

**●こんな人は、3月末までに手続きが必要です!**

- ・他人にバイクを譲ったが、名義変更していない人
- ・納税義務者が死亡したが、廃車または名義変更の手続きをしていない車両がある人
- ・海田町から転出したが、車両を置く場所の住所変更をしていない人

**お知らせ 福祉事業所製品販売会 @役場**

問 社会福祉課(役場2階)  
☎823-9207 FAX.823-9627

障がいのある皆さんが一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などを販売します。

日付	時間	事業所名	製品
2月3日(火)	11時45分～ 12時30分頃	はぐくみの里	パン、クッキー、 お茶、昆布など
2月5日(木)	11時45分～ 12時30分頃	ユキ園	パウンドケーキ、 シフォンケーキ、クッキーなど
2月10日(火)	11時30分～ 12時30分頃	海田なかよし 実習所	クッキー、焼き菓子など
2月24日(火)	11時45分～ 13時頃	ポーポーの木	パン、クッキーなど

**●場所 町民交流スペース(役場1階)**

※完売時は終了時間前に終了することがあります。  
※都合により、変更になる場合があります。変更の際は海田町ホームページにてお知らせします。



**お知らせ 空き家対策セミナー  
「我が家の中活について」**

問 まちデザイン課(建築営繕室)(役場3階)  
☎823-3157 FAX.823-9203

所有者やその家族が元気なうちに「将来、我が家をどうするのか」を考え、空き家の発生を予防しましょう。そのポイントについてお話しします。

●日時 2月21日(土) 10時～11時30分

●場所 役場1階 多目的室1-1B

●定員 40人

●講師 空き家コンサルタント・宅地建物取引士  
公認 不動産コンサルティングマスター・CFP  
ヒューマック広島 西村 自起さん

●参加費 無料

●申し込み 前日までに、電話などで建築営繕室まで申し込んでください。

**お知らせ 家庭用防犯カメラ・録画機能付き  
インターホンの購入・設置に補助金**

問 地域みらい課(役場3階)  
☎823-9219 FAX.823-9203

防犯意識の向上と、安全安心なまちづくりの推進のため、自らが居住する住宅に次の機器を設置した町民に対して、経費の補助を行っています。

・家庭用防犯カメラ

・録画機能付きインターホン

●補助概要 機器の購入および設置に要する経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額)とし、1万円を上限とします。ただし、一世帯につき1回限りとします。

●受け付け期間 2月2日(月)～7月31日(金) ※2月2日(月)以降に購入した機器が対象です。

●申し込み 機器の購入設置後に、必要書類を地域みらい課へ提出。

※予算がなくなり次第、終了となります。

くわしくは海田町ホームページを確認してください。



**お知らせ カイタチャレンジカード  
締め切り迫る!**

問 青少年育成海田町民会議(事務局:生涯学習課)  
☎823-9217 FAX.823-9256



対象

カイタチャレンジカードの提出締め切りが近づいています。シールがいっぱいになっている人は、記念品を贈呈しますので早めに提出してください。

**●提出締め切り 3月6日(金)消印有効**

※生涯学習課(役場3階)・織田幹雄スクエア・海田東公民館・図書館・ふるさと館へ直接持参するか、切手を貼り郵送してください。

**海田町のひろしまの森づくり事業**

森林は災害を防いだり、二酸化炭素を吸収したりするといった大切な役割があり、多くの恩恵を私たちにもたらしています。そんな森林を次世代に守り育てていくための取り組みとして、海田町では「ひろしまの森づくり事業」を推進しています。

●お問い合わせ  
ひろしまの森づくりネット <https://www.moridukuri.net/> 検索

●お問い合わせ  
まちデザイン課(役場3階) ☎823-9634 FAX.823-9203

●お問い合わせ  
年額 500円  
個人事業者／住民税の納税通知書により  
納付します。  
給与所得者／給与等から源泉徴収されます。

●お問い合わせ  
年額 5% 相当額  
法人／法人県民税の申告納付の際に  
納付します。

